

## 今後の政権運営に対する指定都市市長会要請

このたび、先の衆議院総選挙を経て、9月16日に発足された鳩山内閣におかれましては、地方分権を積極的に推進していく姿勢が示されているところですので。

指定都市市長会としても、政権公約において、基礎自治体を重視した「補完性の原理」に基づいた改革を進めるとされた点や国の出先機関改革に伴う指定都市への事務権限の移譲を明記された点、国直轄事業負担金の廃止を明記された点、国と地方の協議の場の法制化を明記された点などについて、評価しています。

特に、大都市制度のあり方を検討するとされた点については、積極的な取り組みがなされるよう大いに期待するところです。

一方で、国と地方の税源配分の是正や指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制について明確な言及がなかったことは残念であり、また、補助金の一括交付金化や自動車関連諸税の暫定税率の廃止など、その内容如何によっては地方への影響が懸念される点もあります。

現在、指定都市市長会はいわゆる地方六団体には位置づけられていませんが、指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であり、鳩山内閣が基本方針に掲げられた地域主権国家における基礎自治体のモデルとなるものです。

については、指定都市市長会の位置づけについてご配慮いただくとともに、政権公約に掲げられた政策の具体化にあたっては、できるだけ早期に、その内容を明示していただくとともに、我々の意見を十分に踏まえていただきつつ、明記されなかった点についても改めて検討を行い、真の地方分権改革を力強く推進されるよう、次のとおり要請します。

平成21年9月28日  
指定都市市長会

## 1 指定都市の意見を直接反映する仕組みの構築

指定都市は鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなるものであることから、指定都市市長会の位置づけについて十分配慮するとともに、我々の意見を直接反映する仕組みを構築すること。

### (1) 国と地方の協議の場への指定都市の参加

政権公約には、「国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどの地方分権施策を推進します」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるにあたっては、鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなる指定都市の意見を直接反映することが重要である。

また、「子ども手当」の創設など政権公約に基づき実施する個別政策については、指定都市に影響を及ぼすものも少なからず見受けられることから、今後、地方分権施策や指定都市に影響を及ぼす政策を国が立案する際に、我々の意見を取り入れることができるよう、「国と地方の協議の場」を法律で設置し、都道府県などとともに指定都市を構成メンバーとすること。

### (2) 行政刷新会議への指定都市の参加

政権公約には、「行政刷新会議」を設置し、自治体関係者や民間有識者の意見を踏まえ、国・自治体・民間の果たすべき役割分担の再構成を含め、集中的に国の事業の見直しを行います。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなる指定都市の意見を直接反映することが重要であり、「行政刷新会議」に指定都市市長会の代表を参加させること。

### (3) 地方税財政制度の協議への指定都市の参加

政権公約には、「地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等な立場で協議を行います。」とあるが、税制の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方税財政制度のあり方を協議する際には、鳩山内閣が目指す地域主権国家において最も自立した基礎自治体である指定都市が直接参加することが重要であり、指定都市市長会の代表を参加させること。

## 2 指定都市に対する大幅な権限移譲

### (1) 権限移譲及び義務付け・枠付け・関与の見直し

政権公約には、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国及び都道府県から大幅に移譲します。」「法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、法律や政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設けます。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務全てを指定都市に権限移譲すること。

また、住民に最も身近な基礎自治体が、各地域の特性に応じ、政策立案から管理執行に至るまで自らの責任において、自主的・総合的に決定できるようにするため、法令等による義務付け・枠付け・関与を見直し、国及び道府県による指定都市への関与の廃止・縮小を早急に実現すること。

### (2) 国の出先機関の見直し

政権公約には、「国の出先機関である地方支分部局は、その事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国の出先機関の見直しにあたっては、その具体的な内容と地方へ移譲しようとする事務・権限及び国における職員の削減数など具体的な数値について早急に明らかにする必要がある。

そのうえで、地方に事務・権限を移譲するにあたっては、必要な財源を地方へ税源移譲すること。

また、見直しに伴う地方への職員の移管等について議論するにあたっては、国からの一方的な押し付けはすべきではなく、事務権限の見直しに応じて、移管等を必要としないことも含め、地方が主体的に決定できるような仕組みとすること。

### 3 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立

#### (1) 地方財源総額の確保

政権公約には、「地域主権を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

三位一体の改革により地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっている。

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額が確保されるよう、適切な措置を行うこと。

特に、自動車関連諸税の暫定税率の廃止や生活保護の母子加算の復活等、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な財源措置を実施すること。

#### (2) 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

政権公約には、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国及び都道府県から大幅に移譲します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

地方が事務事業を自主的かつ自立的に執行できる真の地方分権を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

そのために、第二期地方分権改革の中で消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税の配分割合を当面5：5とすること。

### (3) 国庫補助負担金の改革

政権公約には、「補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。」とあるが、国庫補助負担金の見直しにあたっては次のとおり要請する。

制度設計が示されていないものの、一括交付金による財政措置では、なお国の関与の継続が懸念されるため、真の地方分権の実現に向け、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、生活保護など地方の独自性や創意工夫を発揮する余地がなく、全国的に画一的な取扱いとなっている事業など、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とすること。

やむを得ず、一括交付金を導入する際には、指定都市が必要とする財源を確保し、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

なお、自治体間の格差是正を一括交付金で行うことは不適切であり、財政調整機能は地方交付税によること。

### (4) 地方交付税の改革

政権公約には、「自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。」とあるが、地方交付税制度の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための地方固有の財源であり、その改革は、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な協議を行ったうえで進めること。

またその際、地方財源不足額等の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく法定率の引き上げにより対応することとするほか、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

## (5) 国直轄事業負担金の廃止

政権公約には、「(国直轄事業の地方負担金) 制度を廃止し、地方の負担をなくします。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については国の負担で整備・維持管理を行い、国直轄事業負担金は廃止すること。

特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、役割分担の見直しにより、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

## (6) 大都市特例税制の創設

政権公約には、「基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

現在、事務配分の特例により道府県の事務権限が指定都市に移譲されているが、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源については、税制上の措置が不十分であることに加え、第二期地方分権改革において、新たに指定都市の役割分担となる事務事業の財源についても税制上の措置が必要である。

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費について財源措置するため、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること。

## (7) 税制改正による地方税収への影響について

政権公約には、「(消費税について) 現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当します。」「(自動車関連諸税について) 暫定税率は地方分も含めてすべて廃止します。」とあるが、税制の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方消費税や自動車関連諸税の地方分などは、地方自治体が基礎的な行政サービスを提供するための貴重な財源である。また、見直しを行うとされている税目には地方交付税の原資となっているもののほか、見直しによって地方税の減収につながる内容もある。

税制改正にあたっては、国と地方の新たな役割分担と地方の多様性に合わせた、分権型社会にかなう地方税を中心とした地方税財政制度を構築することを念頭に、地方税収への影響について十分配慮すること。

## 4 新たな大都市制度の創設

政権公約には、「大都市制度のあり方を検討する一方で、住民と行政の距離を縮めるため、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けられるようにします。」とあるが、大都市制度の創設に向けて、次のとおり要請する。

現行の指定都市制度は、50年以上前に始まった「暫定的な措置」であり、全国の約2割もの人口が集中する指定都市が、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引していくには不十分なものであることから、早急に検討を開始し、新たな大都市制度を創設すること。

なお、新たな大都市制度の検討にあたっては、指定都市の意見を十分に踏まえること。

## 5 平成21年度補正予算の執行

鳩山内閣においては、平成21年度補正予算についての執行を一部停止する方針を示している。

地方自治体においては、早期の経済回復や雇用確保を確かなものとするため、国と歩調をあわせて、緊急経済対策として、既に事業に着手していることから、次のとおり要請する。

国の補正予算事業のうち、既に交付決定や内示を得ているほか、地方議会の議決を経て予算化しているなど手続きが進行している事業については、市民生活に混乱を起し国と地方の信頼関係を損なうことの無いよう、執行停止や返還の対象から除くこと。

また、それ以外の事業についても執行の停止については、指定都市を始め地方の意見を十分聞いたうえで、現場に混乱が生じないように、慎重な対応を行うこと。